

本成岩南組文書資料NO0001 本成岩組々神事祭  
礼式定

本成岩組々神事祭禮式定

一北村 南 西馬場 東馬場

右者都而参詣之砌順道之事

一東馬場 西馬場 南北

右者都而下向之砌順道之事

但し、六月十四日祭礼夜宮之儀者

参り下向とも北村先之筈

一南 西馬場 東馬場

右三組前頭ニ准し年々格(隔)番ニ

参り下向之事

一正月十五日四月十七日農業い左み

三度之儀者南組格番之趣意を拽(力)

当日一刻早ニ神事相勤候筈

一家形之外山車次ニ希以二等之儀者

山車之跡江付順道し相勤可申事

一獅子舞之儀一所ニ相始可申筈尤笛

太鼓之儀者順道ニ応し相始可申筈

一祭礼当日獅子舞之儀者組宛順道ニ

応し相勤可申事

但し六月十四日祭礼夜宮

南組々々十四日朝北組江人遣筈

北村方南組々江打出し之人遣筈

宮入候而北組江人遣不申事

同十五日祭礼当日

南組々々十五日朝北村江人遣筈

北村方南組々江打出し之人遣筈

当日打出し朝五ツ半時頃

宮入候而南組々々北組へ人遣事

八朔

当日夜南組々々北村江人遣筈

当日北村方南組々江打出し人遣筈

宮入候而人遣不申事

打出し昼九ツ時頃

右之外正月四月農業第三度之儀ハ

前夜南組々々北組江人遣筈

当日北村方南組々へ打出し人遣筈

宮入候節頃方参詣之組々々挨拶之事

打出し昼八ツ時頃

本成岩組々神事祭礼式定

一北村 南 西馬場 東馬場

右はすべて参詣のみぎり順道のこと

一東馬場 西馬場 南北

右はすべて下向のみぎり順道のこと

但し、六月十四日祭礼夜宮の儀は

参り、下向とも北村先のはず

一南 西馬場 東馬場

右の三組前頭に准じ、年々格(隔)番に

参り、下向のこと

一正月十五日四月十七日農業いさみ

三度の儀は、南組の格番の趣意をひき

当日一刻はやに神事相勤め候はず

一家形の外山車次にけい(警護)等の儀は

山車の後へつけ順道し相つとめる申すべきこと

一獅子舞の儀、一所に相始め申すべき筈、尤も

笛太鼓の儀は順道に應じ相始め申すべきはず

一祭礼当日獅子舞の儀、一組宛順道に應じ

相つとめ申すべきこと

但し、六月十四日祭礼夜宮

南組々々より十四日朝北組へ人遣わすはず

北村より南組々へ打ち出しの人遣わすはず

宮入り候て、北組へ人遣わし申さず事

同十五日祭礼当日

南組々々より十五日朝北村へ人遣わすはず

北村より南組々へ打ち出しの人遣わすはず

当日打ち出し朝五ツ半時頃

宮入り候て、南組々々より北組へ人遣わすこと

八朔

当日夜南組々々より北組へ人遣わすはず

当日北村より南組々へ打ち出し人遣わすはず

宮入り候て、人遣わし申さずこと

打ち出し昼九ツ時頃

右の外正月四月農業第三度の儀は

前夜南組々々より北組へ人つかわすはず

当日北村より南組々へ打ち出し人遣わすはず

宮入り候節頃より参詣の組々々挨拶のこと

打ち出し昼八ツ頃

一年内村方より御神酒出候節四組

出合之事

一組々出合之節何様之意味合有之候共  
相愼互二手出し致間敷事

右之條々式定之通役前頭分立合

之上取極候付組々急度相守互二

実意ヲ以相勤可申候若心得違

背筋有之節ハ評義之上過怠可申付候

以上

安政四年

巳七月

本成岩

庄屋

組頭

頭百姓

一年内村方より御神酒出候節、四組

出会いの事

一組々出会いの節、何様の意味合いこれ有り候とも  
相愼み、互いに手だしいたすまじく候こと

右の條々式定の通り、役前頭分立合い

の上取決め候につき、組々急度相守り、互いに

実意をもつて、相勤め申すべく候、もし心得ちがい

背き筋これある節は評議の上過怠申しつけ候

安政四年

巳七月

本成岩

庄屋

組頭

頭百姓